

議案第 2 1 号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い，成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため。

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている）」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。